

医療保険制度改革案のポイント

(協会けんぽ関連)

平成27年2月6日

 全国健康保険協会 宮崎支部
協会けんぽ

医療保険制度改革案のポイント(協会けんぽ関連)

※ 医療保険制度改革骨子及びその付属資料、第85回医療保険部会資料3から抜粋して協会が作成

1. 協会けんぽの国庫補助率の安定化と財政特例措置

- 国庫補助率の特例措置が平成26年度末で期限切れとなる協会けんぽについて、国庫補助率を当分の間16.4%と定め、その安定化を図る。ただし、現下の経済情勢、財政状況等を踏まえ、準備金残高が法定準備金を超えて積み上がっていく場合に、新たな超過分の国庫補助相当額を翌年度減額する特例措置を講じる。

※ 国庫補助の見直し

協会けんぽが今後保険料率を引き上げる場合は、他の健保組合の医療費や保険料率の動向等を踏まえて、国庫補助率について検討し、必要があれば、措置を講じる。

2. 高齢者医療における後期高齢者支援金の全面総報酬割の導入

- 被用者保険者の後期高齢者支援金について、より負担能力に応じた負担とする観点から、総報酬割部分を平成27年度に2分の1、平成28年度に3分の2に引き上げ、平成29年度から全面総報酬割を実施する。
- あわせて、全面総報酬割の実施時に、前期財政調整における前期高齢者に係る後期高齢者支援金について、前期高齢者加入率を加味した調整方法に見直す

3. 傷病手当金等の見直し (第85回医療保険部会資料3)

- ・ 傷病手当金及び出産手当金について、不正受給防止等の観点から、平成28年度から、給付の基礎となる標準報酬の算定を、当該者の被保険者期間のうち、直近一年間の標準報酬日額の平均(被保険者期間が一年間に満たない者は、当該者の被保険者期間における標準報酬日額の平均か、その保険者の全被保険者の平均標準報酬日額のいずれか低い額)とするよう見直す。
- ・ 海外療養費について、不正受給防止等の観点から、平成27年度から、支給申請に当たって、パスポートの写し、海外の医療機関等に照会を行うことの同意書の提出を求めることとするなど、必要な対応を行う。

4. 国民健康保険の安定化

- 国保への財政支援の拡充等により、財政基盤を強化する。具体的には、平成27年度から保険者支援制度の拡充(約1700億円)を実施する。これに加えて、更なる公費の投入を平成27年度(約200億円)から行い、平成29年度には、高齢者医療における後期高齢者支援金の全面総報酬割の実施に伴い生じる国費を優先的に活用し、約1700億円を投入する。
- また、平成30年度から、都道府県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業運営の確保等の国保運営について中心的な役割を担うこととし、制度の安定化を図る。

5. 負担の公平化

① 入院時食事療養費等の見直し

- 入院時の食事代(現行:1食260円)について、入院と在宅療養の負担の公平等を図る観点から、食材費相当額に加え、調理費相当額の負担を求めることとし、平成28年度から1食360円、平成30年度から1食460円に段階的に引き上げる。
- ただし、低所得者は引上げを行わない。難病患者、小児慢性特定疾病患者は現在の負担額を据え置く。

② 紹介状なしで大病院を受診する場合等の定額負担の導入

- フリーアクセスの基本は守りつつ、外来の機能分化を進める観点から、平成28年度から紹介状なしで特定機能病院及び500床以上の病院を受診する場合等には、選定療養として、初診時又は再診時に原則的に定額負担を患者に求めることとする。定額負担の額は、例えば5000円～1万円などが考えられるが、今後検討する。

③ 標準報酬月額の上限額の見直し等

- 健康保険の保険料について、平成28年度から、標準報酬月額に3等級追加し、上限額を121万円から139万円に引き上げる。併せて標準賞与額についても、年間上限額を540万円から573万円に引き上げる。
- 健康保険の一般保険料率の上限について、平成28年度から13%に引き上げる。また、船員保険の保険料率の上限も、同様に13%に引き上げる。

6. 個人や保険者による予防・健康づくりの促進

- 後期高齢者支援金の加算・減算制度について、予防・健康づくり等に取り組む保険者に対するインセンティブをより重視するため、多くの保険者に広く薄く加算し、指標の達成状況に応じて段階的に減算(最大10%の範囲内)する仕組みへと見直し、平成30年度から開始する。
 - ・ 特定健診・保健指導実施率のみによる評価を見直し、後発医薬品の使用割合等の指標を追加し、複数の指標により総合的に評価する仕組みとする。
 - ・ 保険者の種別・規模等の違いに配慮して対象保険者を選定する仕組みとするとともに、国保、協会けんぽ、後期高齢者医療について、別のインセンティブ制度を設ける。

7. 医療費適正化計画の見直し

(目標設定等や計画策定プロセス等の見直し)

8. 患者申出療養(仮称)の創設

- 困難な病気と闘う患者の国内未承認薬等を迅速に保険外併用療養として使用したいという思いに応えるため、患者からの申出を起点とする新たな保険外併用療養の仕組みとして患者申出療養(仮称)を創設し、平成28年度から実施する。

協会けんぽの収支見込み(医療分)

(単位:億円)

		25年度	26年度	27年度	備 考
		決算	27年1月時点の見込み	政府予算案に基づく見込み	
収 入	保険料収入	74,878	77,055	78,520	25年度～27年度保険料率: 10.00%
	国庫補助等	12,194	12,568	11,820	
	その他	219	162	123	
	計	87,291	89,785	90,462	
支 出	保険給付費	48,980	50,531	52,509	拠出金等対前年度比 ⇒ +464 ⇒ +149 ⇒ ▲1,297 } ▲ 684
	老人保健拠出金	1	1	1	
	前期高齢者納付金	14,466	14,342	14,806	
	後期高齢者支援金	17,101	17,552	17,701	
	退職者給付拠出金	3,317	2,959	1,662	
	病床転換支援金	0	0	0	
	その他	1,559	1,968	1,784	
	計	85,425	87,353	88,462	
単年度収支差		1,866	2,432	2,001	○27年度の単年度収支を均衡させた場合の保険料率: 9.74%
準備金残高		6,921	9,353	11,353	

(注) 1. 協会会計と国会計を合算して作成したもの。
 2. 端数整理のため、計数が整合しない場合がある。

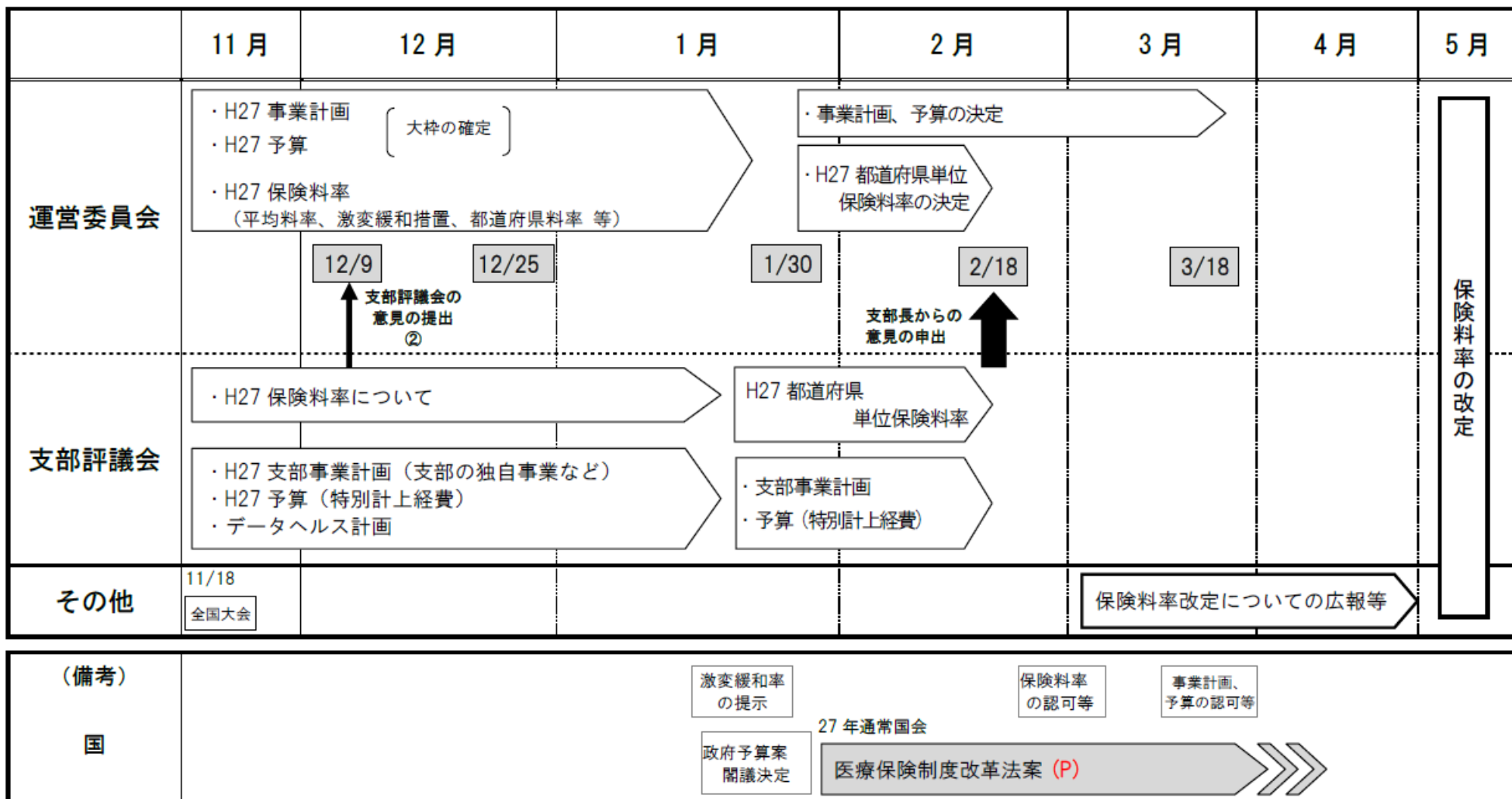
協会けんぽの収支見込み(介護分)

(単位:億円)

		25年度	26年度	27年度	備 考
		決算	27年1月時点の見込み	政府予算案に基づく見込み	
収 入	保険料収入	6,664	7,666	7,281	26年度保険料率: 1.72% 27年度保険料率: ※ 1.58% <small>※27年5月納付分から適用 (27年4月納付分は26年度と同率)</small> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> 介護納付金対前年度比 ⇒ +5 </div>
	国庫補助等	1,351	1,471	1,471	
	その他	0	0	0	
	計	8,015	9,136	8,752	
支 出	介護納付金	8,243	8,967	8,972	
	その他	0	0	0	
	計	8,243	8,967	8,972	
単年度収支差		▲ 228	169	▲ 220	
準備金残高		61	230	10	

- (注) 1. 協会会計と国会計を合算して作成したもの。
 2. 端数整理のため、計数が整合しない場合がある。

5月納付分から保険料率を変更する場合の運営委員会・支部評議会のスケジュール（現時点での見込み）



運営委員会について

平成27年1月～3月の運営委員会の主な議題・スケジュール(案)

※平成27年1月上旬時点で想定される主要議題であり、今後変更があり得る

1月30日

- ① 医療保険制度改革の内容について
- ② 平成27年度政府予算案の概要について
- ③ 平成27年度保険料率について(平均保険料率の決定)
- ④ 平成27年度事業計画(案)について

2月18日

- ① 平成27年度保険料率について(都道府県単位保険料率等の決定)(付議)
- ② 定款変更について(付議)
- ③ 平成27年度事業計画(案)について

3月18日

- ① 平成27年度事業計画・予算の決定(付議)
- ② 支部事業計画の報告

平成27年度 保険料率改定に係る広報の対応について

基本方針

平成27年度の健康保険料率及び介護保険料率については、平成27年度政府予算案の編成が遅れたため、保険料率の改定時期も例年に比べて一カ月遅れる見通しである。

また、激変緩和率の引上げにより都道府県単位保険料率が変更となる場合、支部によって、保険料率が上がる、下がる、据置きの3パターンが混在することから、加入者・事業主の方々へ積極的かつ細やかに広報する必要がある。

留意事項

- 例年、本部にて、2月の納入告知書に料額表を同封していたが、今年度は3月の納入告知書に同封する。各支部にて、2月の納入告知書等でスケジュールの遅れについて、加入者・事業主の方々へ周知広報を行っていただきたい。
- 激変緩和率の引上げにより都道府県単位保険料率が変わる場合、本部において全支部一律にリーフレットやポスターの作成、新聞広告の掲載を実施する。
- 特別広報経費の交付を予定しており、本部調達以外の新聞広告、広報誌、各種メディアを用いた支部独自の広報計画を策定し実施していただきたい。
- 都道府県や市町村、中小企業団体中央会や商工会など関係団体で発行している広報誌への記事掲載、事業主・健康保険委員などが集まる機会を利用した広報なども、積極的に行っていただきたい。
- 記事掲載へ繋げるため、新聞社などメディアへの情報提供や、評議会の取材を依頼するなど、メディアとの関係をしっかり維持していただきたい。

平成27年度保険料率改定に係る広報スケジュール

5月納付分から改定する前提

平成27年1月

2月

3月

4月

ホームページ
メールマガジン

【1月下旬～2月上旬】
料率改定遅れを告知
★1/30 運営委員会を受け、
本部ホームページ及びメ
ルマガにお知らせを掲載

【2月下旬】
料率の見通しを告知
★2/18 運営委員会を受け、
本部ホームページ及びメ
ルマガにお知らせを掲載

料率認可

【3月上旬～】
料率についてわかりやすく説明
★認可を受けて、本部ホームページに料額表を掲載

<関係団体等>
都道府県・市区町村・
事業主訪問等

【3月上旬～】
◆事業主・事業主団体、健康保険委員の集まる機会を活用
したきめ細かな説明
◆都道府県や市区町村、中小企業団体中央会や商工会等
関係団体の広報誌への掲載依頼
◆地方紙への記事掲載のための情報提供(投込み、など)

加入者・事業主への
お知らせ

(注1)
2月納入告知書
へチラシ同封
◆料率改定遅れを広報

3月納入告知書
へ料額表同封

事業所へ
リーフレット直送

新聞広告
掲載

支部での各種広報
(特別広報経費)

ポスター

(注2)

◆支部窓口に掲示、関係団体等に送付

(注1) 本部から提示した案を参考に支部で作成
(注2) 作成は本部、配布は支部で行う

(注3) 業務・システム刷新のサービスインの時期によっては、本部/支部での実施
が変わる場合がある

任意継続加入者
へのお知らせ

任継加入者へ
リーフレット直送

任継口振者へ
改定通知送付

前納納付書を
対象者に送付

任継納付書へ
チラシ同封

任継納付書へ
チラシ同封

(注3)

※1/30より後の新規取得者分

■ : 本部実施

□ : 支部実施